

京都、昭50不19、昭50.11.7

命 令 書

申立人 全国自動車運輸労働組合京都地域支部

被申立人 山幸運輸工事株式会社

主 文

被申立人は、別紙記載の団体交渉事項についてすみやかに申立人との団体交渉事項についてすみやかに申立人との団体交渉に応じなければならない。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者等

(1) 被申立人山幸運輸工事株式会社（以下「会社」という。）は肩書地に本社を有し、昭和50年9月（以下年はいずれも昭和50年である。）当時、従業員34名を雇用し、車両27台を使用して一般区域貨物運送業及びクレーン作業、土木建築請負業を営んでいる会社である。

(2) 申立人全国自動車運輸労働組合京都地域支部（以下「組合」という。）は、京都市及びその周辺における全国自動車運輸労働組合（以下「全自運」という。）の組合員で組織される労働組合であり、組合の上部団体は全自運京滋地方本部（以下「地本」という。）である。

会社には組合の下部組織として、山幸分会（以下「分会」という。）がある。また、会社には分会のほかに山幸労働組合（以下「山幸労組」という。）がある。

2 分会結成前の労使関係と分会の結成

- (1) 会社の従業員A 1（以下「A 1」という。）、同A 2（以下「A 2」という。）、同A 3（以下「A 3」という。）の3名は、会社における賃金、年次有給休暇等の労働条件や職場環境に關しかねてから不満を抱いていたので、その改善をめざすため、1月15日地本に赴き、地本の役員らと相談した。その結果、3名は同日全自運に加入し、以降会社の他の従業員に対し、組合に加入するよう勧誘してきた。
- (2) 会社では例年4月に定期昇給が行われていたのに昭和50年は同月に昇給が行われなかつたことともあって従業員の間に不満や不安がひろがり、5月17日、上記3名のほかに5名の会社の従業員が組合に加入した。
- 同日以降、同人らは学習活動を行う中で、分会結成を7月に行うことを決定した。
- (3) 7月14日、会社の社長B 1（以下「社長」という。）は、A 3を社長室の奥の部屋に招き、会社での労働組合結成の動きを尋ね、企業内組合ならともかく外部につながる労働組合はつくるなとか労働組合を結成するなら会社をやめてもらわなくてはならない、という趣旨のことを言った。
- (4) 同月19日朝、社長はA 1に電話で、「A 3が2人ほどまた全自運に入れたそうや。もしA 3がお前のところへ何か言ってきたらすぐ会社に知らせてくれ」と言った。また、同時刻ごろ、社長は、A 2や会社の従業員A 4（分会結成時組合員）にも同趣旨の電話をした。
- (5) 同日朝、会社の従業員A 5（分会結成時組合員、以下「A 5」という。）が出勤すると、社長から「明日組合のよりあいでもあるのか」と尋ねられたり、「A 3の言うことをきいていたら損するぞ」と言われた。
- (6) 同日午後5時半ごろ、社長はA 3に対し、「やっぱり組合をつくっているやろ」と言ったので、同人は、「今日は用事があるので、月曜日（同月21日のこと）の作業が終わってから社長と話をしましょう。その後は何日でも話し合いましょう」と言ったところ、社長は、月曜日に会うことを約束した。
- (7) 同日午後6時ごろ、社長は会社事務所でA 5に対し、「お前のところにA 3が来る

けど、どんな話をしているのだ」とか、「A 3は、共産党で組合をつくって会社をつぶしたら位があがるのだ」と言った。

- (8) 同日夜、A 2宅にA 1、会社の従業員C 1（分会結成時会計、後脱退）が集まり、3名で分会結成の打合わせをしていたところ、午後9時ごろ会社の従業員C 2（後山幸労組の書記長、以下「C 2」という。）がA 2宅を訪れ、「社長が呼んでいるので来てもらいたい」と言ったので、A 2が「行く必要がない」と返答すると、C 2は「君たちは不利になる。家族の生活が困ることになる」と言った。
- (9) 同日午後11時半ごろ、社長は、C 2らとともにA 2宅を訪問した。そのさい、社長は、「A 3やA 1の言うことをきいたらあかんぞ。A 3は共産党や。あいつは会社をつぶしたら全自運の中で位があがるのや」とか、「明日の伏見での結成大会に行くのか」とか、「これからA 1やC 1のところへ行くけど、あれらは明日家（社宅のこと）を出でていってもらう」と言った。
- (10) 翌20日午前零時半ごろ、C 2ら3名はA 3宅を訪れ、「夕方君と会った後、社長は立腹しているし、会社をつぶすと言っているがどういうことなのだ」という趣旨のことを言った。
- (11) 同日朝、A 1、A 2、A 3らと組合関係者が、分会結成大会の準備のため、地本事務所に集合した。そのさい、C 2ほか2名が、A 1らの動向をさぐるように地本事務所の付近に来ていた。
- (12) 同日午後1時ごろ、伏見労働セツツルメントで会社の従業員11名と組合や地本及び支援団体の代表者が集まり分会結成大会が開かれた。同大会で分会長にA 1、副分会長にA 2、書記長にA 3が選出された。

3 本件団体交渉拒否に至るまでの経過

- (1) 同月21日午後5時ごろ、分会の結成を会社に通知するため分会員11名全員、地本や組合の役員及び支援組合員ら約50名が会社敷地内に集合した。同7時10分ごろ、社長は、外出するため事務所を出、自家用車に近づいたとき、地本のC 3執行委員（以下「C 3」という。）が、社長を呼び止め、分会の結成通告並びに役員の紹介のため5

分か10分ぐらい話合いの場をもってもらいたいと言ったところ、同人は、「暑い日はかなわん。時間外には会わない。あすの午後3時に来てくれ」と返答した。そこで、C3は、3時では仕事時間中なので役員の紹介もできないから、いま5分か10分ほど時間をもらいたいと重ねて言ったが、社長は「用がある」と言って、会社の前の道路を横断しようとした。そのさい、分会員や支援組合員が社長を取り囲み、まじめに答えてもらいたいと言ったところ、社長は「おまえらやるんか。わしもとび職上りや」と言い、「どけどけ」と両肘で組合員を押しのけながら、反対側の歩道に移った。そのさい、再度分会員や組合員が社長を取り囲み、C3が再度5分か10分時間を下さいと申し入れたが、社長は「22日の3時に会う」と言うのみで応ぜず、押問答が5分間ほど続いた。そのさい社長は右肘に痛みを感じたので、これは何かで突かれたと思い、なぐってやろうと思ってうしろをふりむいたところ、そこに金属製の旗竿を持った男がいたので、「きさま何をするのや。何という名前や」と抗議したが、その男は答えず、その傍にいた組合員が、「全自運だ。用事があるのなら全自運に来てもらいたい」と言った。その後、社長は囲みの隙間を抜けタクシーに乗って、その場を離れた（以下この経過を「負傷事件」という。）。

なお、上記経過の中で、組合員A6は、社長にけられて足指を負傷したとして同日、川北病院に行った。同病院の診断書によれば、全治5日間の傷となっている。

- (2) 同日社長はいきつけの病院である岡本医院に傷の治療を行った。同医院の診断書によれば、右肘部打撲擦症で1週間の治療を要するとなっている。その後、社長は7月28日再度岡本医院に行った。同医院の診断書によれば、同日以降1週間の治療を要するとなっている。さらに、同月30日社長は京都第一赤十字病院（以下「日赤」という。）に行った。同病院の診断書によれば、右尺骨神経不全麻痺で通院治療を要し、必要な場合、入院手術を要するとなっている。社長は8月6日、日赤で治療を受け、さらに完治しないということで、同月22日、10月8日の2回、安立病院で治療を受けた。
- (3) 7月22日午前7時45分ごろ、地本のC4書記長（以下「C4」という。）、分会三役ら10名が社長に会い、組合及び分会等が前日に手渡そうとした分会結成通知書、団体

交渉申入書、統一要求書、要求書（要求項目は別紙記載）を手渡した。そして同日午後6時から団体交渉（以下「団交」という。）をもつことを両者で確認した。

なお、この時社長は、前日の負傷事件について組合に抗議した。

(4) 同日午後4時ごろ、社長は電話で、C4に、要求項目が多過ぎ検討を要するので交渉は、2、3日待ってくれと言った。これに対し、C4は、「そういう点はしかたない面もあるが、労使間でルールを確立することが先決なので、話合いをもとう」と言ったが、社長は、手が痛むので2、3日待ってくれと言った。

なお、同日予定されていた団交は行われなかった。

(5) 同月24日、会社の従業員21名によって山幸労組が結成された。

(6) C4、C3の両名は、社長が同月22日に2、3日待ってくれと言っていたので、同月25日午後4時ごろ会社に赴き社長に面会を求めた。社長は不在で、会社の従業員で総務関係を担当しているB2（以下「B2」という。）がC4らに団交に関する会社見解をまとめた回答書を渡した。

同回答書には、組合が社長に全治の見通しのつかない傷を与えたが、かかる行動をとる組合ではいつ危害を加える拳に出るかもしれない、平和的に団交がもてる確信がもてない、組合が自ら犯した行為を虚心に反省し、会社及び社長に謝罪文を提出して、円滑に団交を行いうる姿勢を明確にすれば、団交に応じる、という趣旨のことが書かれている。

(7) 8月初めごろ、会社は「組合結成後狂暴化した全自運——社長右ひじを撲られ全治の見通しのつかない負傷」と題する社告を掲示した。同社告の文中には、「この日（7月21日のこと）社長は午後5時すぎに全自運が会社に来るということで待っていたが」という文言がある。

(8) 組合は、8月5日、当委員会に団交促進に関するあっせんを申請した。同月7日あっせんが行われたが、そのさい、会社は、負傷事件に関し、犯人の警察への自首、会社及び社長への損害賠償が、団交をもつための前提条件（以下「前提条件」という。）であると主張した。あっせん員は、団交と負傷事件の話合いを並行して行ったらどう

かとの提案を行った。この提案に対し、会社は、前記前提条件を主張して、これを拒否した。そこであっせん員は負傷事件の話合いから入ってはどうかと再提案した。これに対し、組合は、不本意であるが、夏季一時金の件や今後の団交を行う観点から妥協する必要があるとして受諾の回答を行ったが、会社は、社長があっせん途中で退席したこともあるって、B 2が自分だけでは判断できないと言ったので、同月11日にあっせんを継続することとし、同月7日のあっせんは終わった。

(9) 同月11日に行われたあっせんには会社側はB 2のみが出席し、前記提案は受諾できない旨回答したので、あっせんは打切りとなった。

あっせん員はあっせん打切りにさいし、負傷事件の結着から話合いを行うとの提案を会社が拒否したことは遺憾である、という趣旨の意見を両当事者に言った。

(10) 同月13日、会社は山幸労組の労組員に夏季一時金を支給した。

(11) 負傷事件後社長が右手を使用し、業務等を遂行した事実は以下のとおりである。

① 分会員A 7は、7月24日午前10時ごろ社長が自ら自動車を運転しているのを目撃した。

② A 5は、8月11日に、A 2は、同月19日、20日、25日、26日に、A 3は同月29日に、いずれも社長直筆の仕事の指令書を同人から手渡された。

③ A 5は、8月24日社長が車のボンネットを右手で開けたり、洗車や掃除を行って いるのを目撃した。

なお、社長は右手が利き腕である。

(12) 組合が会社に文書又は口頭で団交を申し入れた事実は以下のとおりである。

① 組合は、7月31日、8月4日、6日、13日、23日、26日、30日、先に申し入れた 要求項目等について文書で会社に団交を申し入れた。

② A 3は、7月23日以降9月29日までの間計14回口頭で社長に、早く団交を開くよ う努力してもらいたいと申し入れた。

会社は、これらの団交申入れに対し、前提条件の解決が先だとか、もう弁護士に 頼んでるので受けつけられないとの趣旨を文書又は口頭で答え、今日に至るまで

一度も団交に応じていない。

第2 判断

1 組合の主張

会社の劣悪な労働条件等の改善をめざして分会を結成して以降、組合及び分会は、会社へ幾度も文書又は口頭で団交を申し入れたのに、会社は負傷事件を口実に一貫して団交を拒否しており、この会社の団交拒否には正当な理由がなく、労働組合法（以下「労組法」という。）第7条2号に該当する不当労働行為である。

2 会社の主張

7月21日の社長に対する全自運の集団暴行事件に関し、組合がまず同事件の非を反省し、加害者に責任をとらせる等、組合が行うべき当然の措置をとり、平和的に団交をもちうる条件をつくることが先決であり、同措置を組合がとれば、会社は直ちに団交に応じることを明らかにしているのであるから、なんら不当に団交を拒否しているのではない。

3 当委員会の判断

組合及び分会が分会結成以来、度々文書又は口頭で会社に団交申入れを行ったが、同申入れについて団交がもたれていないことは、両当事者間に争いがない。そこで、前提条件の未決ということが会社が団交を拒否する正当事由となるかどうかが本件の争点になっているので、この点につき考察する。

(1) 組合及び分会が7月21日の午後7時ごろ、分会の結成通告並びに役員の紹介を行おうとしたさい、これを行うかどうかで、社長と組合及び分会の組合員などとの間にござりあいが発生し、そのさい、社長が受傷したのは前記認定3(1)のとおりである。この受傷が会社のいうように組合員らの故意によるものであるか否かにつき確たる証拠は見い出しがたい。当時社長は前記認定3(7)のとおり、同日午後5時すぎ組合が会社に訪れる 것을予期し、会社事務所にいたのであるから、そのさい午後7時を少々すぎていたとしても、前記認定3(1)のとおり、C3が分会の結成通告並びに役員の紹介のため、5分か10分ほしいと社長に言ったことに対し、同人が直ちにそれに応じてい

たならば、負傷事件は発生しなかったのではないかと思われる。しかも、同負傷事件は、組合の時間をとつてもらいたいという要請に対し、社長が前記認定のとおり、「暑い日はかなわん。時間外には会わない」と言って、これにとりあわず、これに抗議した組合員らに「おまえらやるんか。わしもとび職上りや。どけどけ」と言って、両肘で組合員らを押しのけたりした後の押問答の間に発生したことに徴すれば、社長の態度にもその原因がなかったとはいえない。また、前記認定3(8)のあせんにおける組合の対応等その後の組合の態度からすれば、団交において必ず負傷事件と同様のトラブルが繰り返される恐れがあるとみることができないのであって、社長の受傷をもって今後平和的に団交が行いうる保証がないとする会社の主張は首肯しがたい。

(2) また、負傷事件発生後、前記認定3(11)のとおり、社長が従来の執務や日常生活で利き腕である右手を使用しているのであるから、上記事件での受傷が、団交に応じがたいほどの肉体的苦痛を生ぜしめていたとは認めがたい。

(3) そして、負傷事件の翌日である7月22日に、前記認定3(3)のとおり、C4、分会三役らが社長に会い、分会結成通知書や要求書等を手渡し、団交を申し入れたことに対し、同人は、前日の負傷事件につき抗議はしたものの、22日午後6時から団交をもつことを無条件に約し、また前記認定3(4)のとおり、同日午後4時ごろの電話でC4に団交を2、3日待ってほしいと申し入れるなど、当時はまだ会社は前提条件を理由に団交を拒否する態度を示していなかったのである。

ところが、前記認定3(6)のとおり会社は7月25日の回答書で負傷事件の解決が団交開催の前提条件であると主張し始め、しかも前記認定3(8)のとおり、当委員会のあせんの席上組合が解決のため「負傷事件の結着」をつけることから団交に入ってもよいとの態度まで示しているのに、これをも拒否しているのであって、こうした一連の経過からしても、会社が団交を拒否する態度は一貫性を欠き首肯しがたい。

(4) 以上のことと、前記認定2のとおり、会社が組合の分会結成の動きを察知し、これを妨害するため社長が中心となって行ったA3らに対する組合加入けん制の言動を併せ考えれば、会社が団交をかたくなに拒否する態度は、組合を嫌悪し、負傷事件に藉

口して団交を拒否しているものとみざるをえず、この会社の団交拒否は明らかに労組法第7条2号に該当する不当労働行為であるといわざるをえない。

よって、当委員会は労組法第27条、労働委員会規則第43条により主文のとおり命令する。

昭和50年11月7日

京都府地方労働委員会

会長 岡 部 利 良

(別紙省略)